

第6章 資料編

(1) 雲仙市保健対策推進協議会設置に関する条例

○雲仙市保健対策推進協議会設置に関する条例

平成17年10月11日

条例第122号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、雲仙市保健対策推進協議会(以下「協議会」という。)の設置について定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、市民の健康保持及び増進への総合的計画を樹立し、その効率的推進を図ることを目的とする。

(定数及び任期)

第3条 協議会の委員の定数は、15名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第4条 委員は、関係機関及び関係団体の代表並びに学識経験者の中から市長が委嘱する。

(所掌事務)

第5条 協議会は、本市における保健事業についての諸計画に関することにつき、市長の諮問に応じて答申するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員には、予算の範囲内で報酬を支給する。また、費用弁償としての旅費は、雲仙市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年雲仙市条例第34号)に定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国見町保健対策推進協議会設置に関する条例(昭和58年国見町条例第11号)、瑞穂町健康づくり推進協議会設置要綱(昭和63年瑞穂町要綱第4号)、吾妻町保健対策推進協議会設置に関する条例(昭和58年吾妻町条例第9号)若しくは小浜町保健対策推進協議会設置要綱の規定又は南串山町の保健対策推進協議会の制度(次項においてこれらを「合併前の条例等」という。)によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(適用区分)

- 3 この条例は、平成18年度から適用し、平成17年度までについては、なお合併前の条例等の例による。

(2) 雲仙市保健対策推進協議会運営規則

○雲仙市保健対策推進協議会運営規則

平成17年10月11日

規則第96号

改正 平成18年6月30日規則第40号

平成19年7月6日規則第37号

平成28年4月1日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、雲仙市保健対策推進協議会設置に関する条例(平成17年雲仙市条例第122号)第7条の規定により、雲仙市保健対策推進協議会(以下「協議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 協議会の委員は、次に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 長崎県県南保健所長
- (2) 地元医師代表
- (3) 地元歯科医師代表
- (4) 市会議員代表
- (5) 民生児童委員代表
- (6) 老人クラブ連合会代表
- (7) 婦人会代表
- (8) 市の学校関係者代表
- (9) 食生活改善推進協議会代表
- (10) 保育園・幼稚園代表者
- (11) 自治会長代表
- (12) 国民健康保険運営協議会代表
- (13) 事業主代表
- (14) その他市長が必要と認める者

(会長、副会長)

第3条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長、副会長の選出は、委員の互選による。

3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が召集する。

2 会長が必要と認める場合には、議事に関する学識経験者又は関係者を会議に参加させ意見を求めるものとする。

3 会議の議事は、出席した委員で決する。

(事務局)

第5条 協議会に関する庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の国見町保健対策推進協議会規則(平成13年国見町規則第6号)又は吾妻町保健対策推進協議会運営規則(昭和58年吾妻町規則第8号)(次項においてこれらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(適用区分)

3 この規則は、平成18年度から適用し、平成17年度までについては、合併前の規則の例による。

附 則(平成18年6月30日規則第40号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年7月6日規則第37号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第30号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(3)令和元年度 雲仙市保健対策推進協議会 委員名簿

No.	団体名	氏名	備考
1	長崎県県南保健所	川上 総子	
2	南高医師会	馬場 恵介	会長
3	島原南高歯科医師会	畑中 俊弘	副会長
4	雲仙市議会	佐藤 義隆	
5	雲仙市民生委員児童委員協議会	林田 秀美	
6	雲仙市老人クラブ連合会	児島 雄洋	
7	雲仙市婦人会連絡協議会	笠原 恵子	
8	雲仙市学校保健会	辰田 賢治	
9	雲仙市食生活改善推進員連絡協議会	山口 陽子	
10	雲仙市保育会	藤野 幸徳	
11	雲仙市自治会長連合会	中村 篤	
12	雲仙市国民健康保険運営協議会	丸田 則康	
13	九州ワコール製造株式会社	下田 知波	
14	島原雲仙農業協同組合女性部	野口 年枝	

(自殺対策地域ネットワーク会議オブザーバー)

1	雲仙市地域包括支援センター	吉武 直樹	
2	雲仙警察署	野村 政和	

雲仙市自殺対策計画

発行 令和2年3月
編集 長崎県 雲仙市 健康福祉部 健康づくり課
〒854-0492
長崎県雲仙市千々石町戊582番地
TEL:0957-36-2500 FAX:0957-36-8900

